

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：くさの実保育園	種別：保育所	
代表者氏名：古居 千裕	定員（利用人数）：90名（107名）	
所在地：愛知県西尾市丁田町道東172番地		
TEL：0563-56-8301		
ホームページ： https://www.kusanomi.net		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：平成19年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 西尾こどもの家		
職員数	常勤職員：19名	非常勤職員：21名
専門職員	（園長） 1名	（調理員・調理補助） 4名
	（保育士） 33名	（事務） 1名
	（保育補助） 1名	
施設・設備の概要	（居室数） 6室	（設備等）乳児室・遊戯室・保育室
		ほふく室・調理室・事務室
		相談室、職員室、一時保育室
		医務室・洗濯室、印刷室

③理念・基本方針

★理念

・法人

私たちは、ひとり一人の子ども達の最善の利益と幸せを願い、平和を守り安心安全の住みよい地域社会作りを目指します

私たちは、よりよい社会福祉のために公的保育制度を守る運動を進めます

私たちは、理事会、父母会、職員と共に民主的運動に努めます

・施設・事業所

子ども一人一人の思いを大切に、お父さんお母さんたちと保育士とでしっかりと受けとめ子どもを真ん中とともに育ちあう関係でいたいと考えています。

そして、何よりも生きる力の基礎をしっかりと育てていきたいと思えます。

くさの実保育園は働く方を応援していく事はもちろんですが、地域の方々のためにも開かれた保育園として、気楽に利用できるようにしていきます。

この保育園にきて「心が安らいだ」と感じていただけるような「温かい場」で在りたいと考えます。

★基本方針

人間として生きる力の基礎をしっかりと身につけた子どもを育みます
仲間を大切にすることを育みます

④施設・事業所の特徴的な取組

【食事について】

自園調理、給食もおやつもすべて手作り。保育の中で身近な野菜に触れたり育てたり豊かな食体験をしながら食に対し興味を持てるよう、楽しめるようにし、嫌いなものを減らす事より好きなものを増やすことで食が楽しいものになるように考えている。

年間の食育計画や給食計画をたて栽培やクッキング、行事食等給食職員と共に計画を作っている。

食事のアレルギー対策については、医師・保護者・保育士・調理士の細かい連携のもとアレルギー児もクラスの中で安心して食事ができるようにしている。代替え食を作ることが基本だが、共通に食べることができるアレルギー用食材を利用し誰もが食べることができる献立を工夫している。

個々に合わせた離乳食の対応、宗教食の対応もしている。

【保育の質の向上】

園内研修は勿論の事、あいち保育共同連合会に加盟し、業務別部会や年齢別実践交流会、研修など学びと交流の場が沢山あり、県内外問わず研修に参加し保育の質の向上を図っている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 4年 8月31日(契約日) ~ 令和 5年 7月18日(評価確定日) 【令和 5年 3月 8日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	3 回 (平成29年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆園長の広い視野

園の発祥は共同保育所であり、成り立ちを同じくする県内の43園で構成される「あいち保育共同連合会」に役員として参画し、広く情報の収集に努めている。県のホームページからも情報を得ており、県の保育予算を分析して施策提言を行うなど、保育分野での活動を精力的に行っている。園の課題、法人の課題の本質を捉え、保育制度の根本的な改善や改革に目を向けている。

◆多彩な地域貢献事業と活動

地域の福祉ニーズを把握して一時保育を行い、子育て支援センターを併設している。かねてより食物アレルギーへの対応は他園の追随を許さず、市内全域からアレルギー児を受け入れている。コロナ禍によって、地域の中学校の2年生の福祉体験学習が受け入れられなかったため、園長や職員が中学校に出向いて出前講座を行った。人生の先輩としての講話は、生徒にとって貴重な情報を得る機会となった。

◆災害時に対する配慮

災害発生時のマニュアルが策定されており、毎月避難訓練を実施している。様々な災害に適切に対応するために、発生状況も複数想定して訓練を行っている。特筆すべきは災害用備蓄品である。「備蓄品リスト」が用意されており、すべての食材をアレルギー対応食とする配慮がある。

◇改善を求められる点

◆研修効果の確認

正規職員中心に各種研修に参加しており、履修後には「研修報告書」を提出している。課題としては、研修が「研修報告書」で完結している点である。「研修報告書」に所感として記載された職員の気づきや決意が、実際の保育の現場で活かされたか否かの検証が行われていない。研修の実効性を高めるためにも、研修効果の確認を実施されたい。

◆経験値のマニュアル化

園長と主任がスーパーバイザーの役割を果たし、問題が起きた場合や保育に迷ったときには、園長や主任に相談して改善や解決を図る仕組みが構築されている。一方で、園長や主任の業務が煩雑・多忙となり、職員にとっては自己肯定感が醸成されないという悪循環も起きている。解決策として、これまでに経験した様々な対応や改善の事例を、標準的な実施方法としてマニュアル化を図られたい。園長や主任に頼ることなく、マニュアルに沿った保育が実践されることを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

とても丁寧に評価していただく事ができ、職員一同で園全体の振り返りをする貴重な機会となりました。保護者の方々からいただいた率直なご意見を、さっそく職員会議で共有し、改善を計画的に行っていきたいと話し合いました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<コメント> 法人の理念をホームページやパンフレット等に掲げ、それに沿って園の理念、方針を定めている。園長の目指す園づくりは、生き生きとした職員による充実した保育であり、そのためには働きやすい職場づくりが必須と考えている。食事へのこだわりも強く、特にアレルギーに対する取組みは、市内全域に周知されている。保護者アンケートの「理念、方針の保護者周知」は、90%の高い肯定率を示している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① a ・ b ・ c
<コメント> 市の園長会や民間園の園長会に出席し、市の保育政策や福祉動向の把握に努めている。園の発祥は共同保育所であり、成り立ちを同じくする県内の43園で構成される「あいち保育共同連合会」に役員として参画し、広く情報の収集に努めている。県のホームページからも情報を得ており、県の保育予算を分析して施策提言を行うなど、保育分野での活動を精力的に行っている。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	② a ・ b ・ c
<コメント> 園としての課題としては、園舎の経年劣化に伴う大規模修繕（外壁塗装等）があるが、現状では資金計画の目途が立っていない。それを法人固有の財政問題として捉えるだけでなく、収益の基となる公定価格や職員配置に原因を求め、行政に対して提言を行っている。細かな部分に目を向けながらも、大局観を持ちえた園長である。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ① b ・ c
<コメント> 2017年度～2027年度の中・長期計画が策定されている。策定から既に6年が経過し、途中で3年間のコロナ禍もあり、園舎の外壁塗装をはじめ、当初の計画が予定通りに進んでいないものもある。その都度見直しが行われているが、中・長期計画自体の改定は行われていない。大きな変更があった場合には、中・長期計画を策定し直すことが望ましい。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	② a ・ b ・ c
<コメント> 中・長期計画を踏まえて単年度の事業計画が策定されている。5点の「重点努力目標」が掲げられており、それ自体には数値目標や具体的な到達点等の設定はないが、年齢ごとに詳細に作成されている「全体的な計画」の中に「到達目標」や「ねらい」として明文化している。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>理事会において、事業計画の策定や進捗・評価を行っている。理事会では、事業計画の中の細かな取組みから園の事業収益、法人の事業展開に至るまで、幅広い討議・検討が行われている。ただ、事業計画と事業報告の連動が薄い。事業計画の「重点努力目標」に関しては、事業報告の中で詳細に報告することが望ましい。残された課題は、次年度の事業計画に反映させる仕組みも必要となる。</p>		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	⑦ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>事業計画を父母の会総会で説明しており、8割を超える保護者が出席している。「園だより」は10ページと充実しており、この中でも事業計画の主要な部分（保護者に関心の高い行事計画等）を説明している。保護者アンケートの「事業計画の保護者周知」は85%の肯定率であり、保護者の関心の高さがうかがえる。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	⑧ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍によって子どもや保護者のモチベーションが下がることを防ぐため、中止や縮小していた園の行事を工夫して再開している。「夏まつり」は子どもたちだけの参加となったが、準備は保護者の協力があった。「秋のバザー」は父母の会の協力の下、屋外で実施ができた。対面での父母の会総会には8割を超える保護者が集まった。保護者の都合を考慮し、園行事を土曜日の夕方に集中させている。</p>		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑨ ・ c
<p><コメント></p> <p>職員によるまとめ会議で課題に対する改善策を検討し、その結果を園長と主任が検討して改善策を決定している。コロナ禍の3年間、行事をはじめ様々な変更や改善が実施されているが、計画的に行われたとは言いがたい。改善に当たっては、責任者（誰が？）、期限（いつまでに？）、実施方法（何をやる？）を明確にして取り組むことが求められる。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>園長の役割や責務が「運営規程」に明記されており、その記載から、園長不在時の災害発生等の非常事態の際には、主任が園長権限を委任されることが読み取れる。「保育のまとめ」にて園長自らの考え方を表明し、また保育実践においてはスーパーバイザーの役割をこなし、心身両面における園運営の牽引役となっている。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>共同保育所を発祥とする保育園の団体「あいち保育共同連合会」の役員として、その運営に参画することで、幅広い情報の取得が可能となっている。保育に関わる法令の改廃についても、早い段階で情報を入手しており、毎月の職員会議やリーダー会にて職員周知を図っている。また、急を要する事案については、職員室内に設置されている職員個々のレターケースを使って情報を伝えている。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>保育の質の向上には、職員の資質の向上が必須であるとし、職員研修に力点を置いて職員の育成を図っている。特に新人職員の育成を重視し、主任とともに丁寧にスーパーバイズを行っている。コロナ禍によって園行事が中止や縮小されていたが、徐々に平常に戻りつつあり、子どもや保護者の満足度は向上している。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>勤務時間内に業務を終えて自宅への持ち帰り仕事をなくすため、書類の簡素化に取り組んでいる。手書きの記録をパソコン入力に変更し「研修報告書」も簡素化されている。職員会議等の会議は昼間に実施し、まとめの会は土曜日で開催している。土曜日が非番の職員については、出勤日扱いとなる。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>2017年度を起点とする中・長期計画はあるが、見直し・変更の結果が明文化されておらず、将来的に必要な人材の採用計画が見えてこない。保育の充実のために基準以上の職員を配置しており、常に職員の補充を心がけている。定着対策として「辞めさせない人事」を目指し、新人職員への研修を重視している。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>人事基準は市の制度に倣って行われており、園（法人）としてのキャリアパスは構築されていない。人事考課の制度はなく、年功序列の人事制度である。園（法人）としての期待する職員像が「就業規則」の「法人の求める働き方」の中に明確に示されている。意欲ある職員のモチベーションの維持・向上のために、民主的な人事制度の検討を期待したい。</p>			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>定着対策の一環として働きやすい職場づくりに取り組んでおり、個別面談によって職員の就業意向が聞き取られている。業務を勤務時間内に終え、持ち帰り仕事をなくす取組みも効果を挙げている。ワーク・ライフ・バランスに配慮し、子育て中の職員には育児短時間勤務を認め、早番、遅番勤務を免除している。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育のまとめ」を使って目標管理を行っており、期首の目標設定面談、期中の進捗評価面談、期末の最終評価面談がある。ただ、職員個々の目標が具体性を欠き、進捗評価や最終評価が曖昧さを残す結果となっている。個人目標に数値目標や具体的な到達点を設定し、達成の可否や達成度合いを明確に評価する仕組みづくりを期待したい。</p>		
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>事業計画の中の「重点努力目標」として、新人職員への研修重視の方針を打ち出している。正規職員中心の研修参加であり、履修後には「研修報告書」を提出している。課題としては、研修が「研修報告書」で完結している点である。「研修報告書」に所感として記載された職員の気づきや決意が、実際の保育の現場で活かされたか否かの検証（研修効果の確認）が行われていない。</p>		
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>正規職員が主体となるが、市や「あいち保育共同連合会」が実施する研修に積極的に参加している。研修不参加の職員に対しては、必要に応じて職員会議等の機会に報告し、伝達研修の形を取ることもある。今年度の重点努力目標でもある新人職員への研修は、職員相互の学び合いの場でもありとして丁寧に行われている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍ではあるが、「実習生受け入れマニュアル」に沿い、今年度は保育実習生6名と看護実習生5名を受け入れている。実習終了時の反省会が記録として残っておらず、実習を振り返っての評価も口頭で済まされている。実習生受け入れの目的を明確にする等、マニュアルの見直しを実施されたい。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情の種を「連絡帳」から察知し、苦情となる前に改善、解決する手法をとっており、近年は「苦情なし」の状態である。ホームページや事業報告「園だより」等での苦情情報の公表はないが、事業運営の透明性確保の観点から、苦情の受付がない場合であっても「苦情なし」の事実を公表することが望ましい。「苦情処理要綱」の内容に関しても見直しが求められる。</p>		
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「経理規程」をはじめとする各種規程やマニュアルに則り、園の事務や経理・会計、契約、取引、購買等の業務が執行されている。現金の取扱いは、5万円を限度とする小口現金制をとっている。現金の收受を伴う購買等の決裁権限は園長が有し、現金出納は主任が担当している。決裁と出納の2つの役割を園長と主任とに分かつことにより、内部牽制が働く仕組みとなっている。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>法人の理念や園の目標・方針等に、地域との関わりの方角性が示されている。子どもの足で15分ほどの距離にある高齢者施設と継続的に交流している。年長児が施設を訪問して和太鼓を披露したり、手作りのペンダントを手渡したりしている。お礼として、施設のお年寄りからはおもちゃのプレゼントをもらっている。地域の中学校や特別支援学級との交流も継続している。</p>			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>コロナ禍によって一部のボランティアは受入れを中断しているが、地域の中学校の3年生の家庭科教育に協力し、4日間に約200名を受け入れた。同校2年生の福祉体験学習は受入れができなかったが、代替として園長と職員が中学校を訪問して出前講座を開催した。特別支援学級の生徒が、毎年トーンチャイムの演奏に訪れている。</p>			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>園運営に関するすべての関係先が「テレホンリスト」に網羅されており、必要に応じて職員の誰も見ることが可能である。また、市内の民間園の情報伝達を円滑に行うため「民間園連絡網」が整備されており、活用が図られている。</p>			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>市の園長会や一時保育会議に出席し、地域の保育ニーズの把握に努めている。また、週に3日開いている併設の子育て支援センターでも、未就園児の保護者から保育ニーズを聞き取っている。一時保育のニーズや食物アレルギー対応のニーズは、保育事業の中に組み込んで実践している。</p>			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>アレルギー児への対応は他園の追随を許さず、市内全域から受入れを行っている。コロナ禍によって、地域の中学2年生の福祉体験学習が受け入れられなかったため、園長や職員が中学校に出向いて出前講座を行った。人生の先輩としての講話は、生徒にとって貴重な情報を得る機会となった。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した保育について、理念・方針、保育目標に定めている。これらの方針は新規採用職員には入職時の研修にて、在籍職員には年度初めの4月の会議にて読み合わせを行うことで共通理解を図っている。また、週案等のファイルにも方針は綴じられており、必ず目を通すことができるよう工夫している。</p>			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>プール後のシャワー等、立地面や構造上から生活上のプライバシーを保護することが難しい面があるが、目隠しを用意しようとするなどの工夫が見られる。日々の保育の中で、職員の意識は感じられる。しかし、文書化されていないことから、職員間の意識には差異が生じている。今後は、職員が共通理解し普遍的な支援とするためのマニュアル化が求められる。</p>			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>園の情報についてはホームページで情報公開し、パンフレットを市役所や支援センター等の公共機関に置いている。利用希望者には、園長が自ら見学案内を行っている。多忙な園長に代わって、職員の誰もが見学者に対応して案内できるよう、見学者に対応するためのマニュアル化を期待したい。</p>			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>サービス内容については「入園のしおり」や「重要事項説明書」に記載し、同意を得ている。サービス内容に大きな変更は最近行われていないが、変更があった際には保護者総会にて説明を行うこととしている。配慮が必要な保護者への対応は、都度検討して対応している。これまでの対応を、園の持つノウハウとしてマニュアル化し、仕組みとして整備していくことが課題となる。</p>			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>保育所等の変更については、引継ぎ書類を作成して転園先に渡している。退園後の相談窓口として主任等を設置しているが、転園や退園時に、窓口設置についての説明が十分とはいえない。転園、退園に伴う保護者への負担や必要な手続き量を鑑みて、口頭での連絡ではなく、転園、退園に伴う説明のための案内文書を作成するなど、手続き方法については検討の余地がある。</p>			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>行事開催後には保護者アンケートを実施し、日々の保育については「連絡ノート」にて意見を集めている。行事後のアンケートについては、次期の開催時に向けて改善を検討している。日々の保育についても、様々な改善の事例があるが、保護者意見の収集、把握から、検討、改善までの経過や結果の記録が残されていない。苦情以外の意見についても、記録を含めた対応の仕組みの整備が期待される。</p>			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決体制は整備されており、規程も用意されている。受け付けて解決した記録も残されていた。課題としては「連絡ノート」や電話等以外の、匿名性のある意見の申し出方法の用意が求められる。また、苦情解決の結果についての公表が行われていない。受け付けた苦情や意見に真摯に向き合う姿勢を示すものとして、また事業運営の透明性を確保するためにも、公表していくことが望ましい。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>相談や意見の受け付けについては「連絡ノート」を基本としている。受けた相談等には都度対応している。しかし、場合によっては担任には伝えにくい内容であったりすることも想定される。担任以外にも相談できることや、プライバシーに配慮した相談場所の用意があること等を明記した文書を作成して保護者等に配付し、また掲示することが求められる。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者からの相談や意見があれば、当日中に園長、主任に報告し、可能であれば即日対応している。現状それぞれの職員が報告することで対応しているが、その現状の対応を園の均一的な仕組みとするための文書は作成されていない。今後対応マニュアルの整備と職員教育を行うことで、園長、主任の業務軽減も図られ、組織的な対応が可能となる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>事故、ヒヤリハットについては定められた様式にて報告し、月に1度の会議で報告されている。今後、ヒヤリハットを「事故の未然防止」に、事故報告を「事故の再発防止」に活用するための組織的な仕組みの確立が求められる。収集したヒヤリハットや事故報告を集計、分析する機会を設けることや、発生から改善までの流れを仕組みとして確立していくことが求められる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>感染症対策については、市が作成した対応フローや外部の保健部会のマニュアルを用意することで対応していた。しかし実際には、建物構造や職員配置の状況、子どもの様子等から、園独自の工夫を行っている部分も多い。外部作成の手順書等を基に、園独自のマニュアルの作成と、研修の実施が期待される。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>災害発生時のマニュアルを策定し、毎月避難訓練を実施している。様々な災害に適切に対応するために、発生状況も複数想定して訓練を行っている。「備蓄品リスト」も用意されており、すべての食材がアレルギー対応食となっている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法について、年齢別、月別のデイリープログラムを作成して保育している。主任が、日々保育の現場に向いて職員とのコミュニケーションを図ることを通し、標準的な実施方法に基づいて保育が行われていることを確認している。</p>		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 毎年2月に次年度の担任クラスを公表し、2月から新担任になるクラスの保育を確認している。現担任と新担任と一緒にデイリープログラムについて検証・見直しを行うことで、現状の分析と次年度への展望が行われている。進級時に担任が変わることによって保育が断裂することもなく、保育の継続性が担保されている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 入園時、進級時に、保護者から生活状況や予防接種の状況を確認する書類を記入してもらい、家庭からの情報を得ている。園での子ども様子は、日々の様々な記録を確認することで、指導計画を作成するための必要な情報を得ている。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 各種計画については年、月、週と定められたタイミングで、クラスリーダーが中心となり評価と見直しが行われている。見直しから作成、周知に至るまでのプロセスや各計画相互の関連性について定め、周知していくことが期待される。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 子どもたちの保育の記録については、定められた様式に記録しており、各クラスで保管している。保育経験の浅い職員もいることから、記録の書き方や精度に差異が生じている。園長や主任が都度指導に当たっているが、記録の記載方法についてルールを定めることが望ましい。また、非常勤職員への情報周知の方法についても課題が残る。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 個人情報の取り扱いについては、入職時に説明し、職員から「宣誓書」を得ている。「宣誓書」を記入することで、データの持ち出しの禁止やUSBメモリーなどの記録媒体の取扱いについて職員周知を行っている。保護者からも、個人情報の取扱いに関する同意を得ている。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」が作成されており、作成時は職員も参画している。ただ、作成後に定期的に評価する機会が用意されていない。その他の計画を見直すタイミングとの調整を図り、適切な時期に評価していくことが求められる。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園舎全体が木材を使って建てられており、温かい雰囲気が出されている。廊下や扉等も木を使っているため、ささくれなどの手入れが必要となる。それらを職員が定期的にチェックし、業者による修繕が行われている。絵本コーナーやランチルーム等も子どもの気持ちに寄り添って工夫されており、子どもが心地よく生活できる環境が用意されている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>情緒が不安定な子どもについては、無理に保育に参加させるのではなく、絵本コーナー等で職員と一緒に過ごし、落ち着いてから保育室に戻るようにするなど、子どもの気持ちを受容できるように配慮している。職員も人的環境として、子ども一人ひとりの状況に応じた声掛けとなるよう、言葉使いについての研修を受講している。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達要求に応じた支援ができるよう、発達年齢ごとに計画に沿った保育と環境構成が行われている。基本的な生活習慣の習得には、保護者の協力による家庭での取り組みも重要となる。家庭との養育の共同のため、園の支援の様子や家庭での様子など、必要な情報の相互の共有を図っている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>こどものためのグラウンドを2面用意し、その内の1面は遊具を設置していない。それにより、子どもが自分たちでルールを作って遊びを展開している。室内の環境は、週案の話し合いの中で、子どもの様子から発達要求に応じたものを展開している。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>創生期の共同保育所からの保育を大切にするため、保護者と職員が手を取り合って子どもの成長を見守っている。離乳食の段階など、第1子で育児経験が少ない保護者に対しては、園での子どもの様子や保育内容を知らせることで、家庭での育児に活かせるように保護者への支援も行っている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>月齢による発達差が大きい年齢であるため、保育の展開中も子どものニーズに合わせて、クラス内をグループに分けて保育を展開する等の工夫をしている。食事の際のエプロンの着脱等、自分でできることを少しずつ増やしていけるよう保育している。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a . b . c
<p><コメント> 異年齢での関わりや、集団づくり、小学校入学に向けての保育を展開している。集団づくりの中では、自分だけでなく他者に目を向けることができる保育や、集団の中での役割を見いだすという保育も、園生活の中で行っている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a . b . c
<p><コメント> 障害のある子どもへの保育は、療育センターと連携して行っている。園内においても、会議の中で情報を共有し、他の子どもと一緒に保育している。他の保護者に対しても、障害を持つ子どもへの理解を得ながら保育を展開している。今後、保育の質の向上のため、限られた職員が外部研修に参加するだけでなく、講師を招いて園内で実施する等、より多くの職員の障害理解が進むよう期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a . b . c
<p><コメント> 長時間保育の子どもの生活のリズムに配慮し、補食を提供している。長時間保育といえども、保育の質を落とさないように戸外遊びも行き、室内遊びでは子どものニーズに応えながら展開している。時間の経過とともに子どもの数が減っていくが、残った子どもに寂しい思いをさせないような気配りもある。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a . b . c
<p><コメント> 年長クラスの子どもたちは、年明けの1月から午睡を停止し、小学校に向けて勉強の練習を行っている。担任の職員が、手紙などの様々な手法を駆使して、子どもたちが読み書きを経験できるようにしている。また小学校から教師に来てもらい、小学校のイメージが持てるような話をしてもらっている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a . b . c
<p><コメント> 職員一人ひとりに対し、安全対策のマニュアルを配付している。今後は、配付による意識啓発だけでなく、マニュアルを用いた研修の実施と習熟状況の把握が期待される。また、SIDS（乳幼児突然死症候群）については、家庭での育児の際に留意すべき点をまとめて保護者に知らせる等、それぞれの事情に配慮した案内に期待したい。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a . b . c
<p><コメント> 年間の計画に従って定められた健診を行い、保護者に子ども一人ひとりの結果を知らせている。職員が歯磨き指導等を受け、日々の保育の中で指導内容を活かした保育を展開している。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a . b . c
<p><コメント> アレルギー発作が出た際には、外部で作成されたガイドラインを基に対応している。食事の提供については、アレルゲンを明記したクリップを利用する点では各クラス共通であるが、配膳方法はクラスごとに工夫している。アレルギーへの取組みでは、他園から一目置かれる存在の園ではあるが、これまでに蓄積したノウハウをマニュアル化し、標準的なサービスとしてアレルギー対応を行うことが望ましい。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもたちが給食を摂る際に、食べやすく温かみのある食器を用意している。スナップエンドウ等の調理体験を通して、子どもたちが食に対する興味や関心を持ち、楽しみながら安全に食事を摂ることができるように配慮している。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> サンマやサツマ芋等、季節に応じた食事の提供や行事食も提供している。運動会等の行事前には、調理員が子どもたちを応援するメニューを提供するなど、調理員と子どもがコミュニケーションをとる機会も用意されている。食事提供においても、月の献立の中で2週に1度同じメニューを提供することで、残食調査などからの改善を即時展開できるような工夫もされている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 「連絡ノート」を使って、保護者に園での子どもの様子を知らせている。保育参観や行事において、また「園だより」等を使って園の取組みを知らせ、子育てに関して園と家庭との連携を呼び掛けている。保護者アンケートの「子どもの様子の保護者周知」に関しては、回答した保護者のほぼ全員が肯定しており、家庭との連携の確かさを証明している。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 保護者との相談については、「連絡ノート」が主なツールとなっている。保護者から相談ごとが出された際には、主任等に報告して対応している。共同保育所という過去の流れも意識されており、それが伝統として職員に引き継がれ、保護者と職員との関係の良さが際立っている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ② ・ c
<コメント> 家庭での虐待等の早期発見に関し、登園時に視診されているが、園内での対応フローや記録の管理についての定めがない。虐待が疑われる場合の園内での対応からその後の流れのフローと、視診時に確認すべき具体的なポイントを含んだ対応マニュアルを策定し、職員研修を実施することが望まれる。子どもへの権利侵害に関しては、一部職員だけではなく職員全員が理解して対応することが期待される。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ② ・ c
<コメント> 園長と職員が面談を行っているが、自分達の保育の質や不適切な処遇が行われていないかを自己チェックする機能が求められる。また、その自己チェックによって明らかになった課題に関し、職員個々に関わる事案であっても、園全体の課題として捉え、改善に向けて取り組むことが望ましい。		